

自治会広報誌

NAASCA

Vol.64

後期自治委員会
総会予告号

前書き NASCA Vol.64 について

学生の皆様に大学や学生自治会に関する情報を知ってもらうために学生自治会が用いる情報宣伝手段の一つとして、定期的に自治会広報誌「NASCA」を発行しています。今回の「NASCA」では後期自治委員会総会の特集を行っております。

目次

P1	表紙
P2	NASCA Vol64 について & 目次
P3	特別議事について
P8	2019 年度後期自治委員会総会
P11	議長・選挙管理委員・資格審査委員 募集の案内
P12	要望書について
P14	大阪府立大学・大阪市立大学統合について
P16	裏表紙

2019年度後期総会特別議事について

2019年4月に公立大学法人大阪が発足し、8月に法人より新大学基本構想が発表されるなどされ、今後府市大統合が本格化すると予想されています。大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会中央執行委員会は、今までは主に大阪府立大学学生団体連絡会議の強化事業に取り組んでまいりましたが、今後他キャンパス・他大学との関係を強化し、府市大統合への体制をさらに整えるため、今回後期自治委員会総会に特別議事を提出します。円滑な府市大統合を迎えるためにも、是非とも2019年度後期自治委員会総会にご出席の上、本提議にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

① 大阪府立大学学生自治会連合の設置

現在、大阪府立大学には、二つの学生自治会（大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会、羽曳野学生自治会）がございます。現状、大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会だけでは、大阪府立大学全体の意見をまとめて、要望書を作ることができないと考えました。そこで、府市大統合に備え、学生に不利益が出ないように新上部組織を設置しようと考えています。本来であれば、併合や吸収が望ましいですが、両団体ともそのような体力がない状態にあり、財務の観点からも好ましくないと判断し、規約・財務の統合を行わず成立しうる方法を模索した結果このような形になりました。

② 大阪府立大学・大阪市立大学統合対策学生委員会設置案

この計画については、現在、大阪市立大学側での意思決定が十分でないため、設置には難航しそうですが、将来の設置に向け事前に承認をいただくものであります。

現状、府市大統合において、両大学全体での意思決定ができる学生団体統轄組織は存在しません。それゆえ、卒業生の意見に比べ、現在在籍している学生の意見がまったくもって取り上げられない状況にあります。このような状況は、両大学の学生に不利益を与えていると考えております。そのため、当委員会を設置し、府市大統合への学生意見の発信力を高めようと考えています。

～資料～

大阪府立大学自治会連合規約案

第一条（名称）

本会の名称は、「大阪府立大学自治会連合（以下、本会）」とする。

第二条（本部）

本部は、中百舌鳥が教養キャンパスのため、中百舌鳥を本部とする。

第三条（目的）

本会は、これまで大阪府立大学全体的話を両自治会がはばかれ、また、自治会の公式見解に全学生の意見を反映できていないのでないかという課題を解決すべく設置する。故に、本会は、中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会並びに羽曳野自治会による大阪府立大学の学生の自治会として決定事項を行う最高意思決定機関とする。

第四条（構成）

本会は、中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会並びに羽曳野自治会による大阪府立大学の学生の自治会として決定事項を行う最高意思決定機関であるが、両自治会の規約における最高意思決定機関の決定と食い違う場合には、数にて決する。役職は、会長・副会長・会計長・会計次長・広報長・広報次長とし、会長は一名とし中百舌鳥・りんくうキャンパスの委員長が、副会長は二名とし中百舌鳥・りんくうキャンパスの副委員長並びに羽曳野自治会委員長が、会計長は会計が大きい自治会の会計が、会計次長はもう一つの自治会の会計が、広報長は羽曳野副委員長が、広報次長はりんくう総括が担うものとする。

第五条（規約）

両自治会の規約に従うものとする。

第六条（任期）

任期は、本部の中央執行委員会交代時とする。

大阪府立大学・大阪市立大学統合対策学生委員会規約案

*ただし、こちらは、十分に協議が進み切っていない関係上、現状での案となります。

第一章 総則

第一条（名称・本部）

本委員会の名称を「大阪府立大学・大阪市立大学統合対策学生委員会（以下、本委員会）」とする。

第二条（目的・活動）

本委員会の目的は、『両大学の学生と共により良い新大学の学生生活環境を実現する』とする。

上記の目標を達成するため、学生各位、関係各位と協力して行うものとする。

また、上記の目標を達成するために、以下の活動を中心に行う。

- ① 府市大統合後の学生団体のシステム決定並びに課外活動全般に関する決定を推進する。
- ② 府市大統合に関する学生の要望を取りまとめ、一定期間ごとに両大学の学生の意見とし要望書を提出する。
- ③ 統合後の学生団体システムの積立金を管理、運用する。

第三条（本部・事務局）

本委員会は、現時点で、両大学の本部といえるキャンパスを保有していないため、両大学への公平な視点を保つため本部を有さない。

ただし、両大学に事務局を設置し、大阪府立大学側には中百舌鳥キャンパス内に、大阪市大学側には杉本キャンパス内に設置する。

第四条（構成員）

本委員会は、大阪府立大学と大阪市立大学に在籍する、院生を除いた全学生（以下、会員）をもって構成する。

第五条（機関）

第二条を達成するために以下の機関を設ける。

1. 常設最高意思決定機関　：大阪府立大学・大阪市立大学合同学生理事会
2. 非常設最高意思決定機関：大阪府立大学・大阪市立大学合同対策学生委員会総会
3. 執行機関　　　　　　　：事務総局
大阪府立大学学生団体連絡会議　　大阪市立大学四者連絡協議会及び学生自治組織

第二章 大阪府立大学・大阪市立大学合同学生理事会

第六条（目的・権限）

大阪府立大学・大阪市立大学合同学生理事会（以下、理事会）は、本委員会の常設最高意思決定機関である。両大学の全学生から決議をとるのは、困難を極める上、即応状態に無ければならない現情勢下において、極めて総会は、不適切であると考え、学生団体を全学生の代表者と見なし、決議をとるものとする。

第七条（構成）

理事会の役職は、両大学から公平に出すものとし、理事長（理事長のみ1名）、副理事長（2名：大阪府立大学学生団体連絡会議・大阪市立大学学生自治団体の関係者）、理事（事務総長、事務次長を含める）で構成し、この理事会の人数比は出身大学が半分ずつになるようにする。

第八条（任命権・任期）

大阪府立大学学生団体連絡会議・大阪市立大学四者連絡協議会の任命にて設置する。任期は、一年とし、交代に関しては、各団体の任期期間に従うものとする。

第九条（理事会条件）

1. 原則、理事会は、半年に一度とする。
2. 招集は、本委員会理事長の名において行うものとする。
3. 理事会メンバーまたは事務総局による招集要請があれば、直ちに緊急理事会を招集しなければならない。
4. 理事会のリコールは、事務総局、大阪府立大学学生団体連絡会議決議・大阪市立大学四者連絡協議会決議、総会決議にて行われる。
5. 理事会決議は、出席過半数で決する。

第三章 大阪府立大学・大阪市立大学統合対策学生委員会総会

第十条（目的・開催基準）

大阪府立大学・大阪市立大学統合対策学生委員会総会（以下、総会）は、本委員会の非常設最高意思決定機関である。総会は、全学生の生活の根幹に関わる問題など学生生活において最重要課題などに直面した際、理事会のみでは責任を負いきれないと、又は、学生が判断した場合のみ開催するものである。

第十一条（議長権）

議長は、理事長が取り仕切ることとする。

第十二条（総会条件）

- 1.) 本委員会理事長または本委員会事務総長または会員総数の 1/20 以上の要求があったときのみ実施するものである。
- 2.) 総会の開催定数は、会員の 1/8 以上の出席で成立するものとし、委任状は参加者の 1/3 を有効数として見なす。
- 3.) 総会の決議と理事会の決議に食い違いが発生した場合、総会の決議を上位とする。

第四章 事務総局

第十三条（目的）

執行機関つまり両大学の学生の意見方針を理事会でまとめたものを両大学が齟齬無く実行できるように実務段階調整機関として、事務総局を設置する。

第十四条（構成）

事務総局の役職は、事務総長（理事長とは違う大学側で 1 名）、事務次長（両大学 1 名ずつ計 2 名）の最低 3 名にて構成される。ただし、必要に応じて事務官を設置できるものとする。

第十五条（任命権）

理事会の任命により、設置される。

第十六条（実動機関指揮権）

大阪府立大学学生団体連絡会議・大阪市立大学四者連絡協議会は、事務総局の傘下に入る。

第五章 罰則

第十七条（罰則）

本会議は構成団体が本規則に違反した場合、または、学生団体の品位を損なう行動をとった場合、当該団体に対して議長の名において注意、警告を与える。それでも改善されない場合は、理事会に基づく議決により、本会議における発言権、議決権を停止する。ただし、法律に抵触した場合は活動停止並びに即日解体とする。

2019 年度後期 自治委員会総会

日付：12月3日

開場：18:00

開会：18:40

場所：A5棟大講義室

学生自治会は、「学生とともによりよい学生生活を実現する」ことを目的に活動しています。しかし自治会役員のみで意見を出し行動をしても、自治会の活動が学生のみなさんの実情に沿っているかどうかわかりません。そこで私たち学生自治会の活動方針を示し、本当に学生のためになるのかどうかを学生のみなさんに判断してもらう必要があります。そのための場が自治委員会総会です。

みなさんの参加をお待ちしています。

1. 決議案・特別議事案提議

決議案とは、2019 年度前期自治委員会総会から 2019 年度後期自治委員会総会の際に学生自治会が行った活動の報告と、2019 年度後期自治委員会総会から 2020 年度前期自治委員会総会までの活動方針をまとめたものです。決議案提議では学生のみなさんに決議案を示します。後期自治委員会総会で承認されたものが決議となります。なお、今回は特別議事の提議も行います。特別議事の内容については 3～7 ページをご覧ください。

2. 要望書案提議

アンケートや意見箱などに集まった学生の要望・意見をもとに作った要望書案を提議します。後期自治委員会総会で承認されたものが要望書となります。学生自治会は要望書を大学に提出し、学生の要望・意見の実現をはたらきかけます。



3. 中間会計報告

2019 年度前期自治委員会総会から 2019 年度後期自治委員会総会の間における自治会費の使途を報告します。

4. 会計監査報告

2019 年度前期自治委員会総会から 2019 年度後期自治委員会総会

の間における自治会費の使途に、不明確な点や不正がないか事前に監査した内容を会計監査委員が報告します。

5. 質疑応答

学生のみなさんに各案・報告に対する疑問点や質問を出してもらい、それについて学生自治会が回答します。



6. 所属・学年ごとの話し合い

これまでの内容を受けて、各所属の学年ごとに決議案・特別議事案・要望書案について話し合ってもらい、意見をまとめてもらいます。

7. 採決

提議した各案について、学生のみなさんの意思を示していただきます。今回は決議案、特別議事案、要望書案について採決をとります。学生のみなさんには賛成・反対・保留のいずれかの立場を示していただきます。

8. 次期選挙管理委員選出

次期選挙管理委員の選出を行います。任期は一年間です。



議長・選挙管理委員・資格審査委員 募集の案内

2019 年度後期自治委員会総会では、総会の運営の円滑化のため、議長、資格審査委員、選挙管理委員を事前に募集します。

議長は、総会当日の議事進行を行います。資格審査委員は、議員証の半券と委任状の数を数えて、出席定数を満たしており、総会が成立するかを判定します。選挙管理委員は、翌年度に開催される中央執行委員会役員選挙・会計監査委員選出・次期選挙管理委員選出を公正に行い、また管理します。

立候補に必要な要件は以下になります。

- ・ 本学の学域生であること
- ・ 学生自治会の加盟費をお支払いになっていること
- ・ 総会当日(12/3)にご協力いただけること
- ・ 総会前の勉強会に参加していただけること(日時は要相談)

ご興味がありましたら、11月26日(火)までに学生自治会室にお越しください。

※なお、2019 年度後期自治委員会総会では、この事前募集を優先するため、総会当日の立候補は受け付けない可能性があります。予めご了承ください。

要望書について

学生生活を送るうえで、みなさんには大学に対する様々な要望があると思われます。

しかし、個人的な訴えによって要望の実現を目指すのは困難なものです。

そこで、学生自治会は「要望書」の作成を行っております。

要望を書面にまとめ、学生の総意として大学に訴えかけることによって、みなさんの要望の実現を目指します！

今までに実現された要望例として、

- 図書館の利用時間の延長
- 各講義室へのエアコンの設置
- 食堂の増改築
- 生協前スロープの設置
- 授業料減免制度の審査基準の一部改訂

などがあります。

具体的な活動内容

要望アンケートの実施

学生の要望内容を学生自治会が十分把握するべく、
中百舌鳥およびりんくうキャンパスの学生を対象にアンケートを実施します。

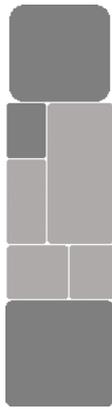
今年度のアンケート実行期間は
りんくうキャンパスにて10/28(月)～11/11(月)、
中百舌鳥キャンパスにて11/11(月)～11/26(火)です。

要望書案の作成・提議

アンケートに寄せられたみなさんの要望・意見をもとに作成した要望書案と、
内容の裏付けとなる補足資料を掲載した要望書資料を、
2019年度後期自治委員会総会にて提議します。
要望書案は自治委員会総会にて学生のみなさんの承認が得られた場合、要望書となります。

要望書説明会の開催

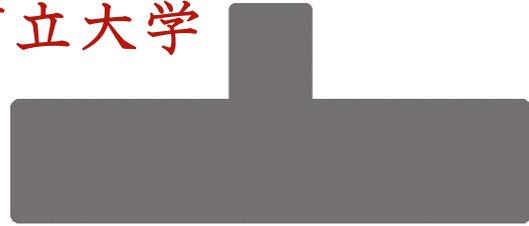
学生自治会は、大学執行部に対し学生の実情を訴えかけ、要望の実現を働きかけるために、
要望書説明会という形で要望書を提出します。



大阪府立大学

大阪市立大学

統合について



2019年8月27日、公立大学法人大阪（大阪府立大学と大阪市立大学を運営する組織）が「新大学基本構想」を発表しました。府大と市大を統合し、2022年4月に新大学を開学させる予定としています。

なぜ統合するの？

「新大学基本構想」では、大学統合の必要性として以下の事項が挙げられています。

1：少子高齢化・大学間競争の激化への対応

アジアの主な大学は1万人を超える学生規模を誇るなどして世界的なプレゼンスを高めているとして、大阪府、大阪市が世界と都市間競争を勝ち抜くためにも大学統合によって一定規模の大学となり、大学の価値を高める必要があるとしています。

2：高度な融合研究の展開

科学の進歩・社会の変化により、一つの分野の知識だけでは解決できない課題が表出しているとして、府大（工学、農学、獣医学などが盛ん）と市大（理学、医学、人文・社会科学などが盛ん）の統合により複数の分野が融合した研究を行いやすくなる、としています。

3：選択と集中

人材、財源、土地、設備などを最大限活用するためとしています。一方、文書内には「設立団体の財政状況が厳しい中、府内唯一の公立大学への重点的な投資を求めていく。」との記述もあり、助成金等の先行きについては不透明な状況です。

府市大統合に関して自治会は何をするの？

特別議事のページで紹介した通り、他キャンパス・他大学との関係を強化して府市大統合に備えるために新しく組織を設立しようと考えています。

一つ目の組織は大阪府立大学自治会連合で、大阪府立大学の学生全体の意見を集約するために、中百舌鳥・りんくうキャンパスの自治会と羽曳野キャンパスの自治会の上位組織として設立されます。

二つ目の組織は大阪府立大学・大阪市立大学統合対策学生委員会で、両大学の学生が統一した意思決定を行うために設立されます。

これらの組織は後期自治委員会総会で承認され、準備が整い次第設立されます。

学部はどうなるの？

「新大学基本構想」の27ページに以下の表が掲載されています。

現在の学部・学域	新大学の教育研究組織		現在の大学院
市立大学	学部・学域	大学院	市立大学
商学部	基幹教育機構		経営学研究科
経済学部	現代システム科学域	現代システム科学研究科	経済学研究科
法学部	文学部	文学研究科	法学研究科
文学部	法学部	法学研究科	文学研究科
理学部	経済学部	経済学研究科	理学研究科
工学部	商学部	経営学研究科	工学研究科
医学部		都市経営研究科	医学研究科
生活科学部		情報学研究科	生活科学研究科
	理学部	理学研究科	都市経営学研究科
府立大学	工学部	工学研究科	看護学研究科
高等教育推進機構	農学部	農学研究科	
現代システム科学域	獣医学部	獣医学研究科	府立大学
工学域	医学部	医学研究科	工学研究科
生命環境科学域		リハビリテーション学研究科	生命環境科学研究科
地域保健学域	看護学部	看護学研究科	理学系研究科
	生活科学部	生活科学研究科	経済学研究科
			人間社会システム科学研究科
			看護学研究科
			総合リハビリテーション学研究科

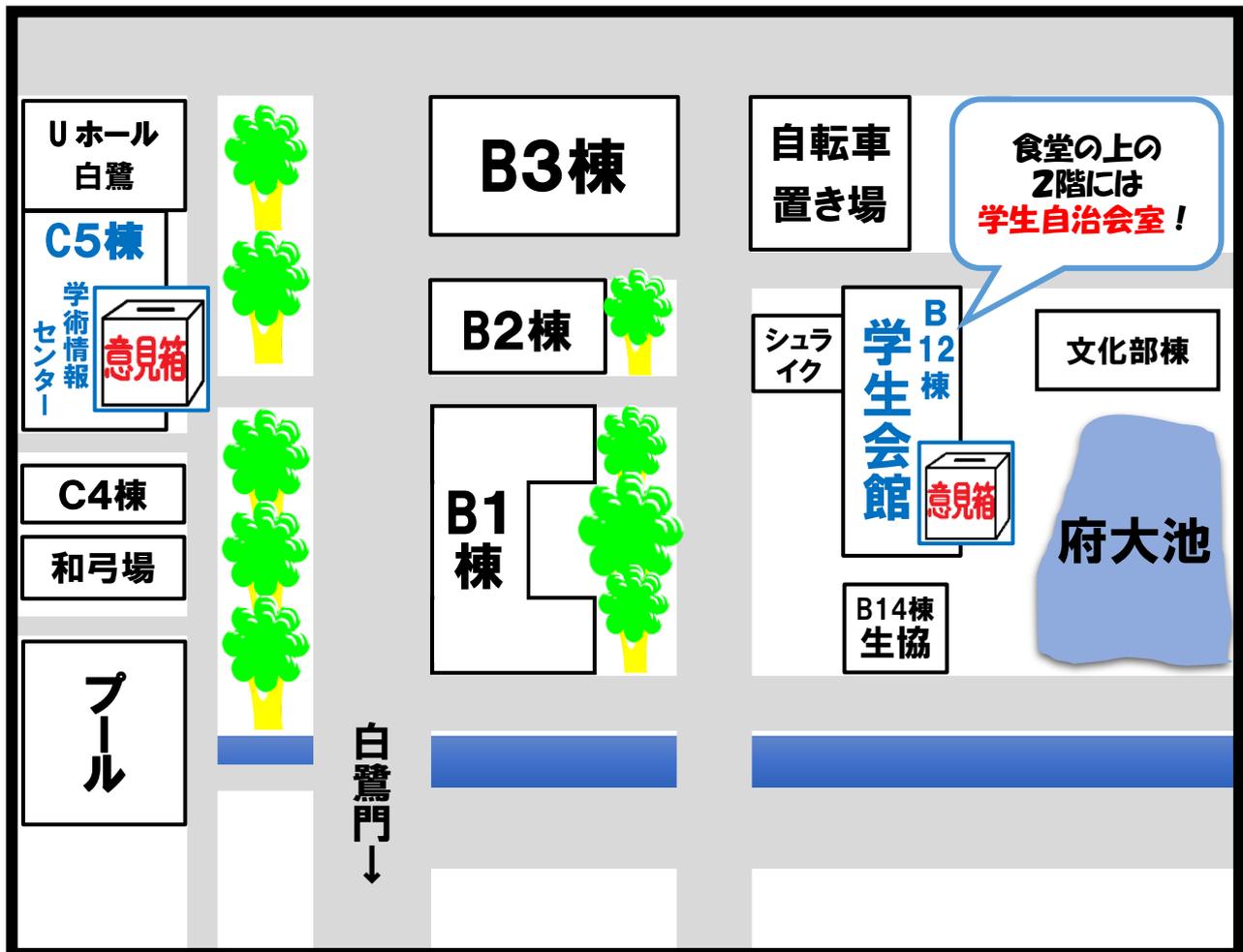
この表によると、新大学では「農学部」「獣医学部」「看護学部」が独立した学部となります。また大学院では「農学研究科」「獣医学研究科」「情報学研究科」が独立した研究科となります。

また、現代システム科学域は、SDGsの達成（持続可能な社会の構築）を目的として多様かつ横断的な領域を学ぶ点が、伝統的な学問領域を専門的に学ぶ他の学部と異なるとして、新大学で唯一の「学域」となっています。

キャンパスはどうなるの？

2025年に大阪環状線沿線の森之宮に新キャンパスが完成する予定となっています。新キャンパスの完成前は杉本、中百舌鳥の各キャンパスで基幹教育を行いながら、一部の学部の拠点統合を進める予定としています。新キャンパス完成後は、森之宮キャンパスでは1,2年次の基幹教育と文学、リハビリ学、生活科学の教育を行うとしています。また、社会科学、理学は杉本キャンパス（現在の市大メインキャンパス）に、工学、情報学は中百舌鳥キャンパスに統合される予定となっています。

現在府大看護学類と総合リハビリテーション学類の拠点となっている羽曳野キャンパスについては、具体的な記述がなく、詳細はいまだ不明です。



2019年 11月21日 初版 第1刷発行

発行

大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会
 大阪府堺市中区学園町 1-1 大阪府立大学中百舌鳥キャンパス
 B12棟(学生会館)2階 学生自治会室

連絡先

TEL : 072-257-4301 (内線 2745)
 FAX : 072-257-4301
 WEB : <http://zichikai.ehoh.net/>
 e-mail : St.council.osakafu.u@gmail.com
 Twitter 自治会公式アカウント : @opu_zichikai
 代表者 : 廣幡 亮太郎



学生自治会ウェブサイト
 QRコード